

○国立大学法人埼玉大学情報公開取扱要項

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成16.10. 1 平成17. 1. 1
平成17. 6.30 平成18. 4. 1
平成18. 6. 8 平成19. 4. 1
平成20. 1.24 平成20. 3. 1
平成22. 3.29 平成24. 9.25
平成29. 3.23 令和4. 3.17

(趣旨)

第1 本学における情報公開の実施に係る取扱いについては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）又は別に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2 この要項において「文書」とは、法第2条第2項に規定する法人文書をいう。
2 この要項において、「部局等」とは、各学部、各大学院研究科、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター、国際本部、教育学部附属学校及び事務局をいう。

(受付)

第3 本学が保有する文書について、法第4条に規定する開示請求があった場合は、第10に定める情報公開室において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 本学が保有する文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対し、国立大学法人埼玉大学法人文書管理規則第2条第4項に規定する文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。
- (2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に法人文書開示請求書（別紙第1号様式）（以下「開示請求書」という。）を提出させるとともに、別に定める開示請求手数料を現金又は本学が発する請求書により徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- (3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保有する部局等に送付するものとする。

(開示等の検討)

第4 学長は、別に定める基準に基づき、文書の開示、不開示（以下「開示等」という。）を検討するに当たって、当該文書を保有する部局等の長の意見を求める

とともに、必要に応じて役員会に意見を求めるものとする。

(開示の決定)

- 第5** 学長は、法第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をするものとする。
- 2 学長は、法第10条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、法人文書開示決定延期通知書（別紙第2号様式）により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 3 学長は、法第11条の規定により、開示請求に係る文書のうちの相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、法人文書開示決定特例延期通知書（別紙第3号様式）により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 4 学長は、法第12条第1項又は法第13条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送するときは、法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書（別紙第4号様式）により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 5 学長は、法第14条第1項及び第2項の規定により、第三者から意見を聴取するときは、第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知（別紙第5号様式）により当該第三者に通知しなければならない。
- 6 学長は、法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、第三者に係る法人文書開示決定通知（別紙第6号様式）により当該第三者に通知しなければならない。
- 7 学長は、開示等の決定をしたときは、法人文書開示決定通知書（別紙第7号様式）、法人文書部分開示決定通知書（別紙第7-2号様式）又は法人文書不開示決定通知書（別紙第7-3号様式）により当該開示請求者に通知しなければならない。

(開示の実施)

- 第6** 文書の開示は、文書又は図面については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については別に定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による文書の開示にあつては、文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うものとする。
- 2 学長は、文書の開示を受ける者から法第15条第3項の規定により開示の実施方法の申出書（別紙第8号様式）が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により更なる開示の申出書（別紙第9号様式）が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。
- 3 前項の規定により開示を実施するときは、別に定める開示実施手数料を現金又は本学が発する請求書により徴収するものとする。
- 4 文書の開示は、原則として情報公開室において実施するものとする。ただし、

文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により情報公開室まで出向くことができない場合には、当該文書を保有する部局等において実施できるものとする。

- 5 開示を受ける者が文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、情報公開室において文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(開示実施手数料の減額等)

第7 学長は、第6第3項の規定にかかわらず、文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求一件につき二千円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。この場合、必要に応じて役員会の意見を求めるものとする。

- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、開示の実施方法の申出書(別紙第8号様式)又は更なる開示の申出書(別紙9号様式)を提出する際に、併せて開示実施手数料減額・免除申請書(別紙第10号様式)により開示実施手数料の減額又は免除の申請をしなければならない。

- 3 第1項の規定によるもののほか、開示決定に係る文書を一定の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

- 4 学長は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、開示実施手数料減額・免除決定通知書(別紙第11号様式)により当該開示を受ける者に通知しなければならない。

(移送された事案)

第8 法第12条第2項又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第12条の2の規定により他の独立行政法人又は行政機関から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4から第7までの規定に準じて行うものとする。

(審査請求)

第9 学長は、開示等の決定又は開示請求に係る不作為等について審査請求があったときは、役員会の意見を求めることができるものとする。

- 2 学長は、法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしたときは、法第19条第2項に掲げる者(以下「審査請求者等」と言う。)に対し、情報公開審査会への諮問に関する通知(別紙第12号様式)により通知しなければならない。

- 3 学長は、審査請求に対する決定をしたときは、審査請求に対する決定通知書(別紙第13号様式)により審査請求者等に通知しなければならない。

(窓口)

第10 法第23条第1項の規定に基づき、開示請求をしようとする者の利便を図るため本学に情報公開室を置く。

(事務)

第11 情報公開の実施に係る事務は総務部総務課において処理する。

(雑則)

第12 この要項に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、本学が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16.10.1)

この要項は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成17.1.1)

この要項は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17.6.30)

この要項は、平成17年6月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18.4.1)

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18.6.8)

この要項は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19.4.1)

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20.1.24)

この要項は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則 (平成20.3.1)

この要項は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成22.3.29)

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24.9.25)

この要項は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成29.3.23)

この要項は、平成29年3月23日から施行する。

附 則 (令和4.3.17)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

法人文書開示請求書

国立大学法人埼玉大学長 殿

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号（ ） —

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定により、
次のとおり請求します。

<p>法人文書の名称又は 知りたい内容等</p> <p>〔請求に係る法人文書が特定 できるよう、できるだけ具 体的に記入してください。〕</p>	
<p>備考（任意記入）</p> <p>〔① 求める開示の実施方法 ② 大学において開示の実施 を求めるか又は写しの送 付の方法によるかの別 について記入してください。〕</p>	<p>① 開示の実施方法 1. 閲覧 2. 写しの交付 3. その他 ()</p> <p>② 希望する方に○を付してください。 イ. 大学において開示の実施を求める。 (この場合、希望日を記入してください。) 令和 年 月 日 () 時 分 令和 年 月 日 () 時 分</p> <p>ロ. 写しの送付による開示の実施を求める。</p>

(※以下は記入不要)

受理年月日	令和 年 月 日	受付担当	情報公開担当 () —
決定期限	令和 年 月 日	整理番号	
開示請求手数料	300円 × 件		円

法人文書開示決定延期通知書

殿

国立大学法人埼玉大学長

印

令和 年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

法人文書の名称	
決 定 期 限	令和 年 月 日
延 長 す る 期 間	日 間
延長後の決定期限	令和 年 月 日
延 長 の 理 由	

※ 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL ）にご連絡ください。

法人文書開示決定特例延期通知書

殿

国立大学法人埼玉大学長

印

令和 年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定により、次のとおり法人文書の相当部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長しましたので通知します。

法人文書の名称	
決定期限	令和 年 月 日
相当部分を除いた 決定期間を延長する 残りの部分	
残りの部分の決定を 延長する期間	日 間
残りの部分の延長 後の決定期限	令和 年 月 日
延長の理由	

※ 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL ）にご連絡ください。

法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書

殿

国立大学法人埼玉大学長

印

令和 年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項（第13条第1項）の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

法人文書の名称	
事案の移送先の独立行政法人等（行政機関）名及び担当	担当 住 所 電話番号（ ） —
事案の移送をした理由	

※ 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL ）にご連絡ください。

第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知

殿

国立大学法人埼玉大学長

印

あなたに関する情報が記録されております法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第3の規定により開示の請求がありましたので通知します。

については、この情報の開示の当否についてご意見がある場合は、書面（様式任意）によりお知らせください。

法人文書の名称	
法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示しようとする場合の適用条項及びその理由	
請求年月日	令和 年 月 日
開示不開示の決定 予定年月日	令和 年 月 日
意見書提出先	国立大学法人埼玉大学〇〇部△△課 住所：〒 (電話番号：() —
意見書提出期限	

※ 不明な点がある場合には、情報公開担当（〒 ）にご連絡ください。

なお、意見書の提出がない場合は、本学の決定に従うものとしたします。

第三者に係る法人文書開示決定通知

殿

国立大学法人埼玉大学長

印

あなたに関する情報が記録されております法人文書の開示請求について、先にご意見をいただきましたが、この度開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定により、次のとおりお知らせします。

法人文書の名称	
法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
法人文書の開示の年月日	令和 年 月 日

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人埼玉大学長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人埼玉大学長を被告として、さいたま地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL: ）にご連絡ください。

法人文書開示決定通知書

殿

国立大学法人埼玉大学長

印

令和 年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、その全部について開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書のとおり開示の実施ができる。 2) 開示請求書のとおり開示の実施ができない。 実施できない理由：
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	予想される開示実施手数料の額： 円
大学において開示を実施できる日時及び場所 別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。	1) 令和 年 月 日 () 時 分 2) 令和 年 月 日 () 時 分 3) 令和 年 月 日 () 時 分 場所： 住所：
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	準備に要する日数 日間 郵送料の額 円

※ 不明な点がある場合には、情報公開担当（Tel ）にご連絡ください。

- この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」に記入のうえ、情報公開担当まで提出してください。
なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示方法等を変更しないとき（開示実施手数料が無料の場合に限る。）は、「開示の実施方法の申出書」を改めて提出する必要はありません。
- 開示実施手数料は開示実施日に開示実施場所で現金にて納入するか、開示実施日まで本学が発する請求書により納付願います。（金額は、後日改めて連絡します。）
- 開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要事項を記載し、必要証明書を添付のうえ「開示実施方法の申出書」と共に提出願います。

法人文書部分開示決定通知書

殿

国立大学法人埼玉大学長

印

令和 年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、その一部を開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

開示しない部分及び一部を開示しない理由	
開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書のとおり開示の実施ができる。 2) 開示請求書のとおり開示の実施ができない。 実施できない理由：
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	予想される開示手数料の額： 円
大学において開示を実施できる日時及び場所 別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。	1) 令和 年 月 日 () 時 分 2) 令和 年 月 日 () 時 分 3) 令和 年 月 日 () 時 分 場所： 住所：
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	準備に要する日数 日間 郵送料の額 円

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人埼玉大学長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人埼玉大学長を被告として、さいたま地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- ※1 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL ）にご連絡ください。
- ※2 この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」に記入のうえ、情報公開担当まで提出してください。なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示方法等を変更しないとき（開示実施手数料が無料の場合に限る）は、「開示の実施方法の申出書」を改めて提出する必要がありません。
- ※3 開示実施手数料は開示実施日に開示実施場所で現金にて納入するか、開示実施日までに本学が発する請求書により納付願います。（金額は、後日改めて連絡します。）
- ※4 開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要事項を記載し、必要証明書を添付のうえ「開示の実施方法の申出書」と共に提出願います。

法人文書不開示決定通知書

殿

国立大学法人埼玉大学長

印

令和 年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、開示しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

法人文書の名称	
開示しない理由	

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人埼玉大学長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人埼玉大学長を被告として、さいたま地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 不明な点がある場合には、情報公開担当（〒 ）にご連絡ください。

開示の実施方法の申出書

国立大学法人埼玉大学長 殿

氏^{ふりがな}名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号（ ） —

令和 年 月 日付け埼大総第 号で通知のありました法人文書の開示・部分開示の決定について、下記のとおり開示の実施を受けたいので、申し出ます。

<p>開示の実施方法</p> <p>（開示・部分開示決定通知書記載の「求めることができる開示の実施方法」より選択して記入すること。 なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施方法を記入すること。）</p>	<p>1) 開示の実施方法</p> <p>2) 部分ごとに異なる開示の実施方法</p>
--	---

（以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。）

<p>ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。</p>	<p>（開示の実施を求める部分）</p>
<p>イ 大学において開示の実施を希望する。</p>	<p>（開示の実施を希望する日）</p> <p>令和 年 月 日 時 分</p>
<p>ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。</p>	<p>（写しの送付先（上記住所又は居所と同じ時は記入不要））</p> <p>〒</p>
<p>エ 開示実施手数料の納入方法</p>	<p>1) 開示実施日に開示実施場所で現金にて納入する。</p> <p>2) 開示実施前までに請求書により納付する。</p>

※ 開示請求書のとおり開示の実施を求める場合（開示実施手数料が無料の場合に限る。）は、本書を提出する必要はありません。

更なる開示の申出書

国立大学法人埼玉大学長 殿

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号（ ） —

令和 年 月 日付け埼大総第 号で通知のありました法人文書の開示・部分開示の決定について、令和 年 月 日に開示の実施を受けましたが、下記のとおり更なる開示の実施を受けたいので、申し出ます。

<p>開示の実施方法</p> <p>〔開示・部分開示決定通知書記載の「求めることができる開示の実施方法」より選択して記入すること。なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施方法を記入すること。〕</p>	<p>1) 開示の実施方法</p> <p>2) 部分ごとに異なる開示の実施方法</p>
--	---

（以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。）

ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。	（開示の実施を求める部分）
イ 大学において開示の実施を希望する。	（開示の実施を希望する日） 令和 年 月 日 時 分
ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。	（写しの送付先（上記住所又は居所と同じ時は記入不要）） 〒

※ 正当な理由がある場合を除き、一度受けた方法と同一の方法による開示を求めることはできません。

開示実施手数料減額・免除申請書

国立大学法人埼玉大学長 殿

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号（ ） —

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定により、次のとおり開示実施手数料の減額又は免除を申請します。

減額又は免除を 求める額 (ただし、2,000円 を限度とする。)	円
減額又は免除を 求める理由	

※1 生活保護法による扶助を受けていることを理由とする場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては、当該事実を証明する書面を添付してください。

※2 この申請書は、開示の実施方法の申出書と併せて提出してください。

開示実施手数料減額・免除決定通知書

殿

国立大学法人埼玉大学長

印

令和 年 月 日付けで申請のありました開示実施手数料減額・免除申請については、次のとおり決定したので通知します。

決 定 内 容	
減額又は免除しない場合の開示実施手数料	開示実施手数料： 円

※ 1 決定内容が「全額免除」の場合以外は、開示実施日に開示場所で現金にて開示実施手数料を納入するか、あるいは請求書により開示実施の前日までに納付願います。

※ 2 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL ）
にご連絡ください。

埼 大 総 第 号
令和 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知

殿

国立大学法人埼玉大学長

印

令和 年 月 日付けで審査請求のありました件については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第19条第1項の規定により、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので通知します。

審査請求のあった法人文書の名称又は内容	
諮問した年月日	令和 年 月 日
諮問の内容	

※ 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL ）にご連絡ください。

審査請求に対する決定通知書

殿

国立大学法人埼玉大学長

印

令和 年 月 日付けで審査請求のありました件については、次のとおり決定しましたので、通知します。

審査請求のあった法人文書の名称	
審査請求に対する決定	
審査請求に対する決定の理由	

※ 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL ）にご連絡ください。